

運 航 基 準

2025年4月1日 現在

目 次

第1章	目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	運航の可否判断・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3章	船舶の航行・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港 名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
名古屋港、四日市港 鳥羽港及び尾鷲港	20m/ s 以上	2.0m以上	100m以下

- 2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 20m/s以上	波高 2.0m 以上
------------	------------

- 3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。
- 4 運航管理者は、台風等の発生時において、船長からの求めがある場合には、第2条各項の情報提供を行うと共に、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときはまたは周囲の視程が100m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第4条 船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適宜まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置

- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
 - (2) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
 - (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は運航基準図に記載の通りとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

	ちたしお		いせしお		1 3 たましお		くろしお	
負荷	機関 回転数	速力 ノット	機関 回転数	速力 ノット	機関 回転数	速力 ノット	機関 回転数	速力 ノット
50%	595RPM	12.56	595RPM	12.19	595RPM	11.58	595RPM	12.14
75%	681RPM	13.72	681RPM	13.40	681RPM	12.88	681RPM	13.40
100%	750RPM	14.47	750RPM	14.11	750RPM	13.49	750RPM	14.38
110%	774RPM	14.63	774RPM	14.37	774RPM	13.72	774RPM	14.56

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(通常連絡等)

第9条 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区分		連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	本 社	社内無線、船舶電話または携帯電話
(2)	緊急の場合	本 社	社内無線、船舶電話または携帯電話

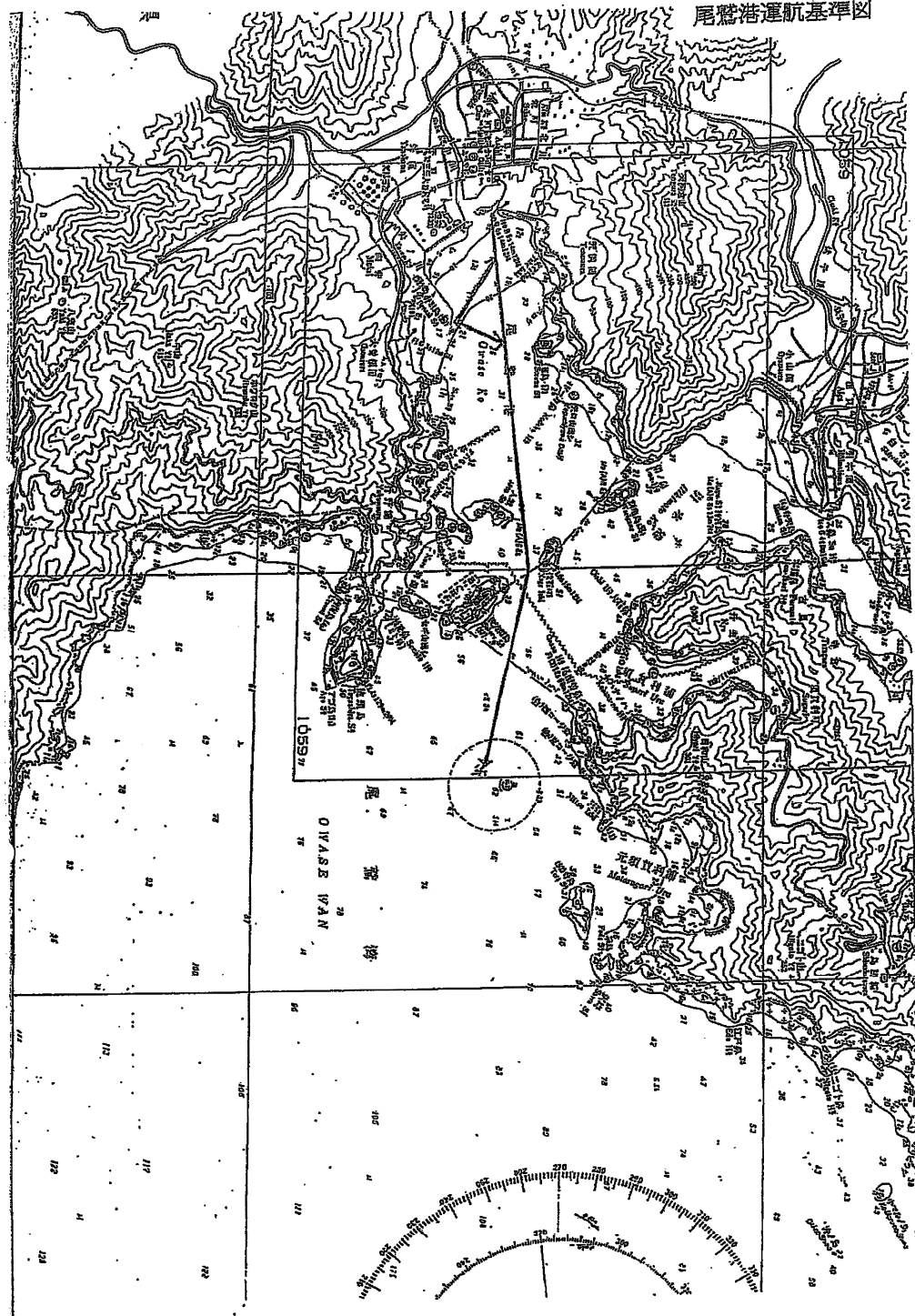
(機器点検)

第11条 船長は基地着岸前、栈橋手前（防波堤手前）200m等状況に応じ安全な海域において、クラッチの嵌脱、Zペラの点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第12条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を安全管理規程記録簿に記録するものとする。

尾鷲港運航基準図



鳥羽港運航基準図

